

第2次草津市障害者計画 アンケート調査結果等からみえる課題と方向性

「基本目標 1 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる」についての課題・方向性

第2次草津市障害者計画の方向性

障害と障害のある人に対する理解が広く行き渡り、すべての人の基本的人権が守られて、その人の尊厳が保たれ、人権を侵害されることがない社会を目指します。

【施策】

施策1：障害と障害のある人への理解の促進  
施策2：権利擁護と虐待の防止

1 国の方針及び社会動向

○「障害者権利条約」の国会承認（平成 26 年 1 月）  
○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行(平成 28 年 4 月 1 日)

【障害者計画（第4次）】

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 権利擁護の推進、虐待の防止
- 障害を理由とする差別の解消の推進

2 アンケート調査結果

【障害当事者対象調査】

- 障害があることで差別を受けた、または嫌な思いをしたことがあるかについて、「ない」の割合が約6割となっていますが、「ある」、「少しある」を合わせた割合が35.2%となっています。前回調査から大きな変化はありません。
- 差別を受けたり、嫌な思いをした場所として、「学校・職場」の割合が最も高く、「近所」「住んでいる地域」の割合も高くなっています。
- 草津市民の障害者に対する理解について、「かなり進んできた」と「まあまあ進んできた」を合わせた“進んできた”の割合が26.3%、「あまり進んでいない」と「進んでいない」を合わせた“進んでいない”の割合が21.6%となっており、前回調査から“進んできた”の割合が低くなっています。

図 差別や嫌な思いをしたことがあるか

|      | 令和4年度調査<br>(回答者数 = 960) | 平成28年度調査<br>(回答者数 = 1,708) |
|------|-------------------------|----------------------------|
| ある   | 15.9                    | 17.9                       |
| 少しある | 19.3                    | 18.0                       |
| ない   | 57.1                    | 57.6                       |
| 無回答  | 7.7                     | 6.6                        |

図 差別や嫌な思いをした場所

|         | 割合   |
|---------|------|
| 学校・職場   | 47.3 |
| 近所      | 24.3 |
| 住んでいる地域 | 22.8 |

図 市民の障害者に対する理解について

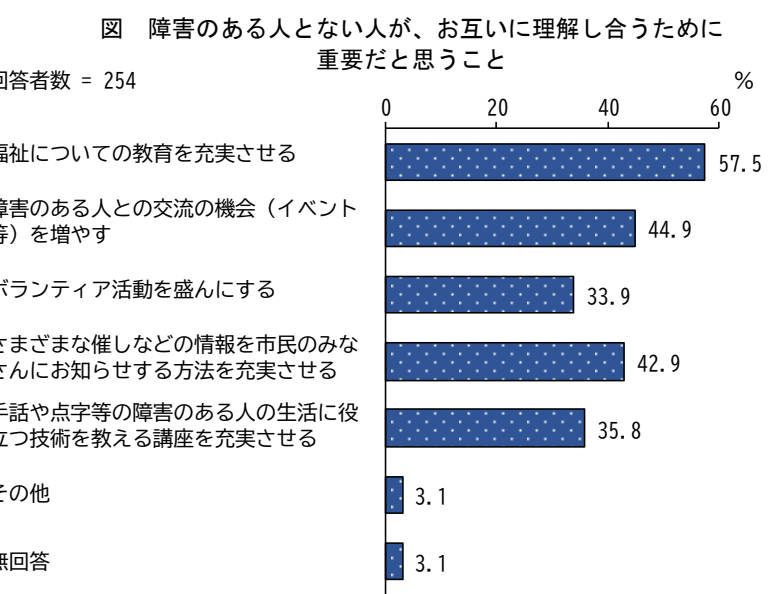
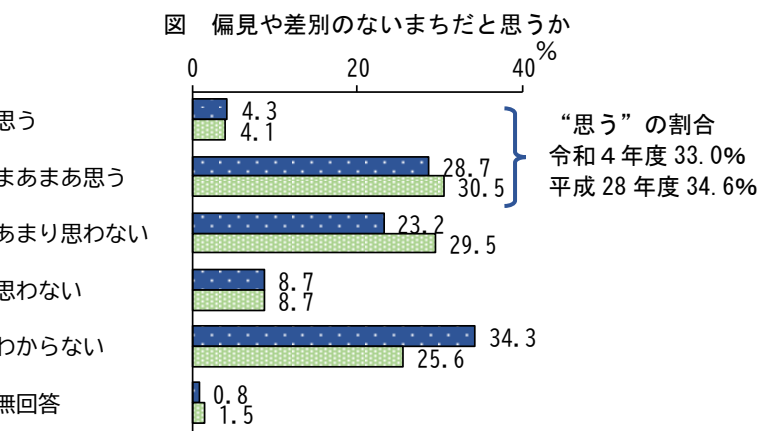
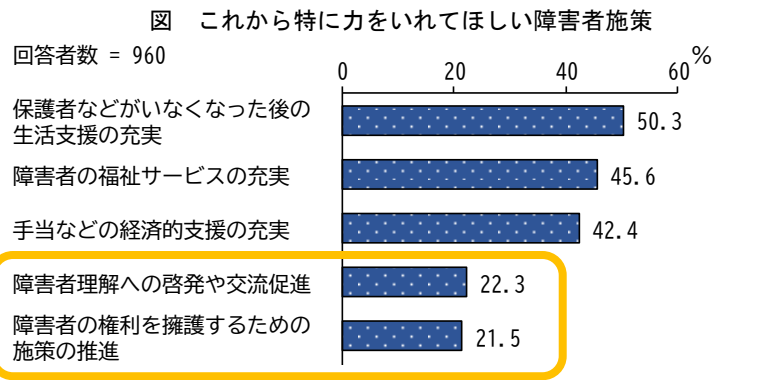
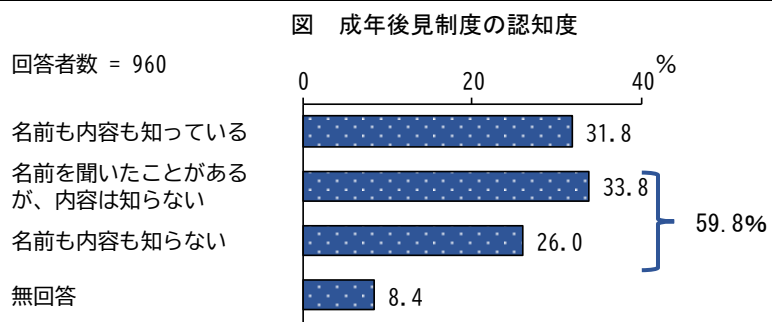
|           | 令和4年度調査<br>(回答者数 = 960) | 平成28年度調査<br>(回答者数 = 1,708) |
|-----------|-------------------------|----------------------------|
| かなり進んできた  | 3.5                     | 8.0                        |
| まあまあ進んできた | 22.8                    | 26.0                       |
| あまり進んでいない | 13.6                    | -                          |
| 進んでいない    | 8.0                     | 15.8                       |
| どちらともいえない | 40.4                    | 42.4                       |
| 無回答       | 11.6                    | 7.7                        |

- 成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知っている」の割合が31.8%となっていますが、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせた“内容を知らない”の割合が59.8%となっている。
- 成年後見制度を実際に利用したいと思うかについて、「利用したい」の割合が24.5%、「利用したくない」の割合が25.8%となっています。
- これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「障害者理解への啓発や交流促進」の割合が22.3%、「障害者の権利を擁護するための施策の推進」の割合が21.5%となっています。

- 【一般市民】
- 現在、草津市は障害のある人もない人も、共に生活できるような、偏見や差別のないまちだと思うかについて、「思う」と「まあまあ思う」を合わせた“思う”の割合が33.0%、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた“思わない”の割合が31.9%となっています。前回調査から「あまり思わない」の割合が低くなっています。

- 言葉の認知度について、「障害者週間」、「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」などの認知度は低くなっています。

- 障害のある人となない人が、お互いに理解し合うために重要だと思うことについて、「福祉についての教育を充実させる」の割合が57.5%となっています。



### 3 次期計画に向けた課題・方向性

#### （１）障害と障害のある人への理解の促進

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障害のある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

アンケート調査によると、障害があることで差別を受けた、または嫌な思いをしたことがある障害のある人が３割半ばとなっており、職場や学校、地域など様々な場面で受けていることがうかがえます。また、草津市民の障害者に対する理解については、“進んできた”と“進んでいない”の割合は同数程度となっています。

一般市民のアンケート調査をみると、偏見や差別のないまちだと思うかについて、“思わない”の割合が“思う”の割合を上回っており、偏見や差別が今もなお残っていると感じている市民がいることがうかがえます。また、障害に関する用語についても、多くの市民には周知されていない状況となっています。

障害のある人となない人が、お互いに理解し合うために重要だと思うことについて、「福祉についての教育を充実させる」の割合が５割半ばと高くなっています。

本市では、子どもから大人まで、誰もが、家庭や地域、学校、職場など様々な場面で、障害や疾病に対して正しい知識と理解を身につけることができるよう、広報や啓発活動、ふれあい・交流の機会づくりを進めてきましたが、今後も更なる障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、小さいころからの学校での福祉教育の充実や、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、様々な地域のイベント等を活用した周知啓発を行っていくことが必要です。

#### （２）権利擁護と虐待の防止

「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障害のある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート調査によると、障害のある人でも成年後見制度について“内容を知らない”の割合が６割となっています。

障害者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

障害のある人に対する虐待については、障害者虐待防止センターと設置するなど、障害のある人への虐待の防止に向けた啓発、早期発見・早期対応を行ってきましたが、今後も、日常的に障害のある人と関わる家族や医療機関、通所施設の職員等関係機関の連携により早期発見の体制を強化するとともに、迅速かつ適切な対応が必要です。

## 「基本目標2 いのちと健康を守ることができる」についての課題・方向性

### 第2次草津市障害者計画の方向性

疾病等の予防や早期発見・早期対応ができる体制を維持するとともに、ライフステージごとの健康課題を踏まえた、いのちと健康を守る保健・医療の体制が整った社会を目指します。

#### 【施策】

施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応

施策4：精神保健福祉対策の強化

施策5：保健・医療の充実

### 1 国の方針及び社会動向

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部28年6月3日施行）（平成30年4月1日）

○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部28年4月施行）（平成26年4月）

#### 【障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（議論の整理（案））】

##### 10. 療育手帳の在り方について

- 療育手帳は、現時点で法的な位置づけはなく、各自治体が自治事務として運用しており、自治体ごとに検査方法等の判定方法や、I・Qの上限値や発達障害の取扱い等の認定基準にばらつきあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況等が指摘されている

##### 11. 医療と福祉の連携について

- 医療的ケアが必要な障害児者（医療的ケア児者）等の医療と福祉の連携について
- 医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携について
- 入院中の医療と重度訪問介護について

#### 【障害者計画（第4次）】

##### 6. 保健・医療の推進

- 精神保健・医療の適切な提供等
- 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- 難病に関する保健・医療施策の推進
- 保健・医療の充実等
- 保健・医療を支える人材の育成・確保
- 障害の原因となる疾病等の予防・治療

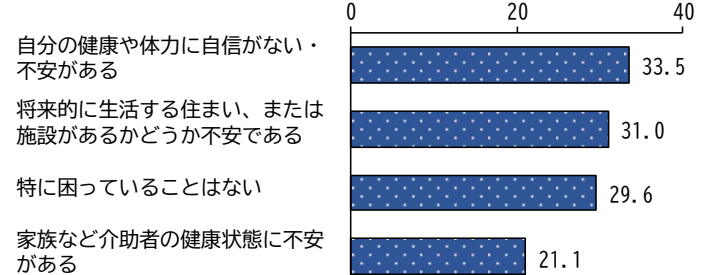
### 2 アンケート調査結果

#### 【障害当事者対象調査】

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない・不安がある」の割合が33.5%と最も高くなっています。

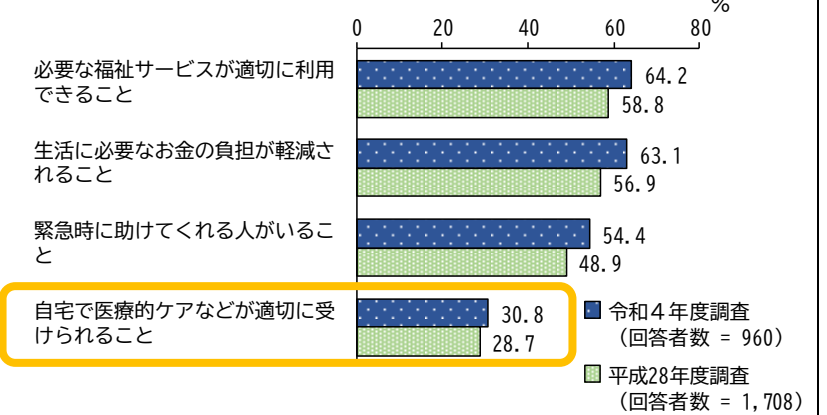
図 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

回答者数 = 960



- 草津市で生活するために必要な支援として、「自宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」の割合が30.8%となっており、平成28年度調査から、若干割合が高くなっています。

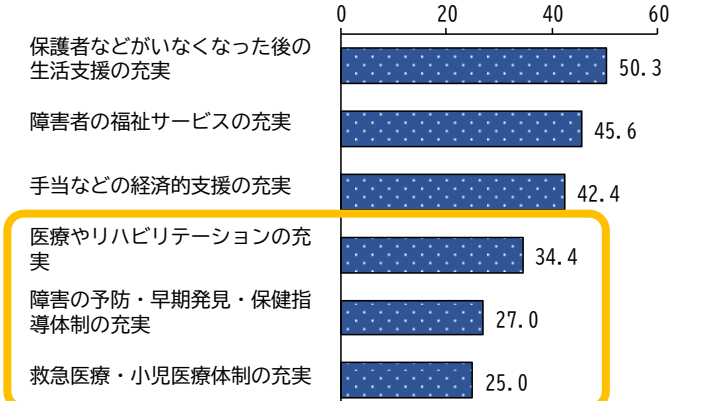
図 草津市で生活するために必要な支援



- これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「医療やリハビリテーションの充実」の割合が34.4%、「障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実」の割合が27.0%、「救急医療・小児医療体制の充実」の割合が25.0%となっている。

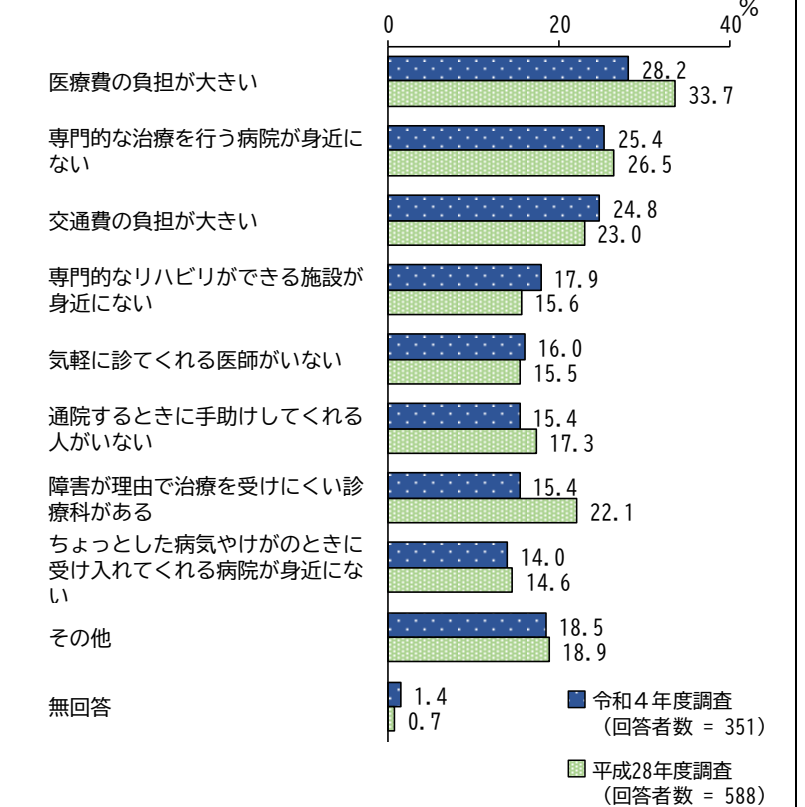
図 これから特に力をいれてほしい障害者施策

回答者数 = 960



- 病院に関することで困っていることについて、「医療費の負担が大きい」、「専門的な治療を行う病院が身近にない」、「交通費の負担が大きい」の割合が2割半ばと高くなっています。前回調査から、「交通費の負担が大きい」、「専門的なリハビリができる施設が身近にない」、「気軽に診てくれる医師がいない」の割合が若干ですが高くなっています。

図 病院に関することで困っていること





### 3 次期計画に向けた課題・方向性

#### （１）疾病等の予防と早期発見・早期対応

障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

本市では、妊娠期から乳幼児期に対する保健施策の充実に努め、また、母子の健康についての知識の普及を図ってきましたが、今後も、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

#### （２）精神保健福祉対策の強化

アンケート調査では、現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない・不安がある」の割合が３割半ばとなっています。

本市では、保健活動やこころの健康に関する相談など、保健施策を中心とした精神疾患の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制の充実に努めてきましたが、今後も相談支援体制の充実、支援施設や医療機関等の関連機関の連携強化を行っていく事が必要です。

#### （３）保健・医療の充実

障害を軽減し、障害者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査によると、多くの障害のある人が自分の健康や体力に対して不安を抱えています。また、草津市で生活するために必要な支援や力を入れてほしい障害者施策として、「自宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」、「医療やリハビリテーションの充実」、「障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実」などの割合が高くなっています。

障害のある人が、今後も住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。

## 「基本目標3 安心して日常生活がおくれる」についての課題・方向性

### 第2次草津市障害者計画の方向性

障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努め、相談・日常生活支援や家族等への支援に係るサービスが充実した社会を目指します。

#### 【施策】

- |                 |         |                |
|-----------------|---------|----------------|
| 施策6：相談体制の強化     | ＜重点的取組＞ | 基幹相談支援センターの設置  |
| 施策7：日常生活支援の充実   | ＜重点的取組＞ | 生活介護のサービス量の確保  |
| 施策8：住まいの確保      | ＜重点的取組＞ | グループホームの整備等の促進 |
| 施策9：家族等への支援の充実  |         |                |
| 施策10：経済的負担の軽減   |         |                |
| 施策11：制度の維持と適正運用 |         |                |

### 1 国の方針及び社会動向

#### 【障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（議論の整理（案））】

2. 障害者の相談支援等について
  - ・基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の整備
  - ・「地域づくり」に向けた協議会の機能の強化と活性化について
4. 障害福祉サービス等の質の確保・向上について
  - ・障害福祉サービス等の質の評価
  - ・障害福祉サービス等報酬によるサービスの質に係る評価
  - ・障害福祉サービス等情報公表制度
  - ・障害福祉分野におけるデータ基盤の整備
  - ・実地指導・監査の強化
5. 制度の持続可能性の確保について
  - ・障害福祉サービス等事業者の指定の在り方について
  - ・障害福祉分野におけるICT活用等の推進について
  - ・障害福祉サービス等の人材確保・育成について
6. 高齢の障害者に対する支援について
  - ・高齢の障害者に対する障害福祉サービスの支給決定に係る運用の明確化
  - ・共生型サービスや高額障害福祉サービス等給付費に係る周知の推進
8. 地域生活支援事業について
  - ・地域生活支援事業に含まれる事業のうち、日中一時支援等の障害者等個人に対する支援が含まれる事業について、個別給付における訪問系サービス、通所系サービス等との利用対象者像の関係等の実態把握や整理を行い、その在り方について検討し、障害福祉サービスの適切な利用の推進を図る

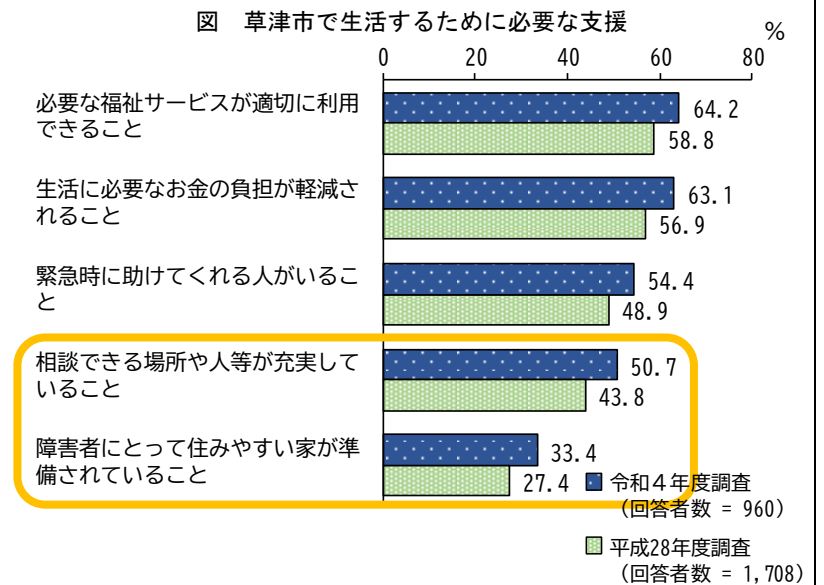
#### 【障害者計画（第4次）】

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
  - ・意思決定支援の推進
  - ・相談支援体制の構築
  - ・地域移行支援、在宅サービス等の充実
  - ・障害のある子供に対する支援の充実
  - ・障害福祉サービスの質の向上等
  - ・福祉用具その他アクセシビリティ<sup>※</sup>の向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等（※）アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと
  - ・障害福祉を支える人材の育成・確保

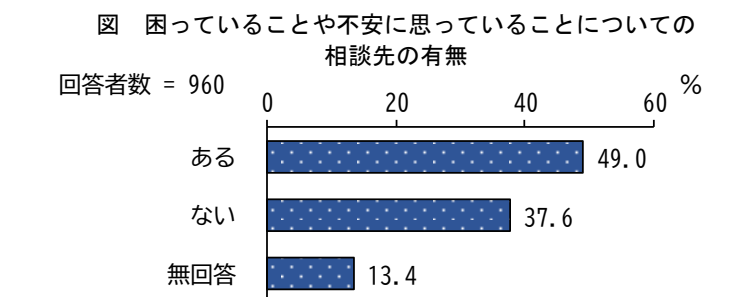
### 2 アンケート調査結果

#### 【障害当事者対象調査】

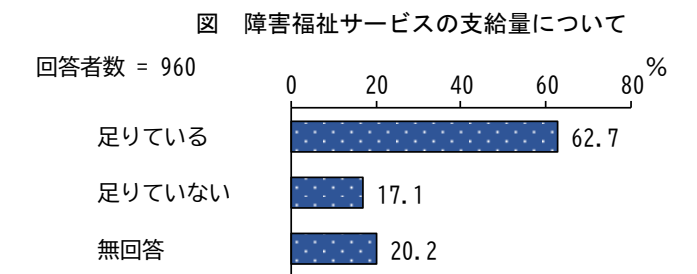
・草津市で生活するために必要な支援として、「相談できる場所や人等が充実していること」の割合が50.7%となっています。また、「障害者にとって住みやすい家が準備されていること」の割合が33.4%となっており、前回調査からも割合が高くなっています。



・現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「緊急時に相談できる窓口がない」の割合が11.3%となっています。また、困っていることや不安に思っていることについての相談先の有無について、「ある」の割合が49.0%、「ない」の割合が37.6%となっています。

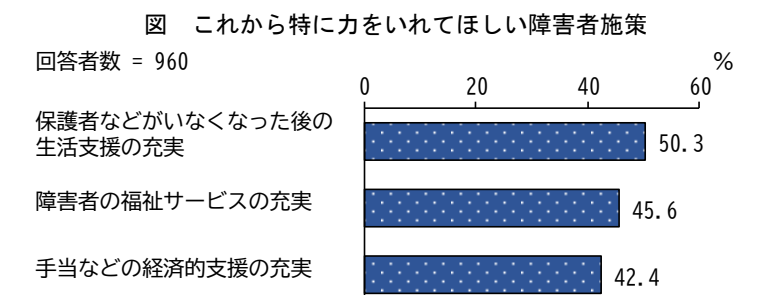


・普段の悩みごとや困った時の相談先について、「家族や親せき」の割合が68.8%と最も高くなっているが、公的機関や専門機関に相談する割合は低くなっています。

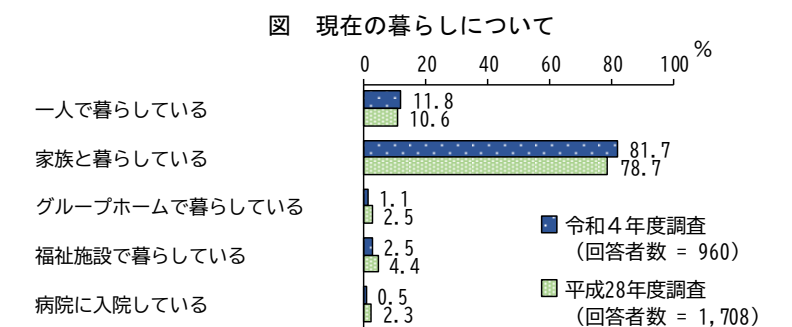


・障害福祉サービスの支給量について、「足りている」の割合が62.7%、「足りていない」の割合が17.1%となっています。

・これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実」の割合が50.3%と最も高く、次いで「障害者の福祉サービスの充実」の割合が45.6%、「手当などの経済的支援の充実」の割合が42.4%となっています。



・現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」の割合が81.7%と高くなっています。



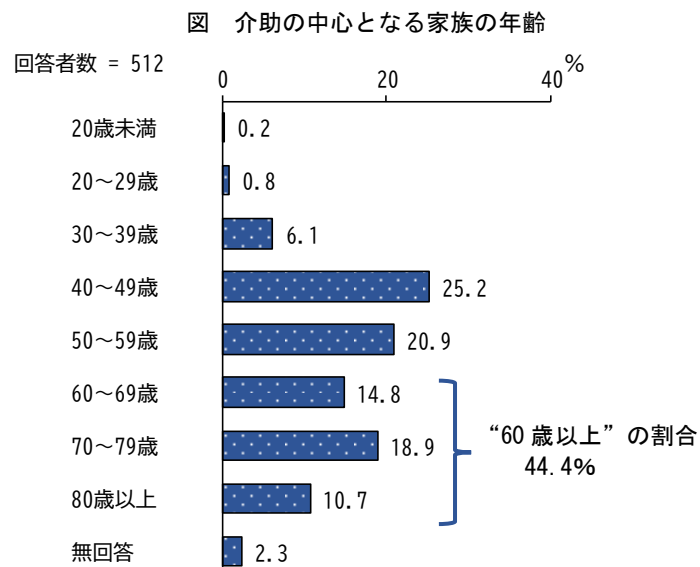
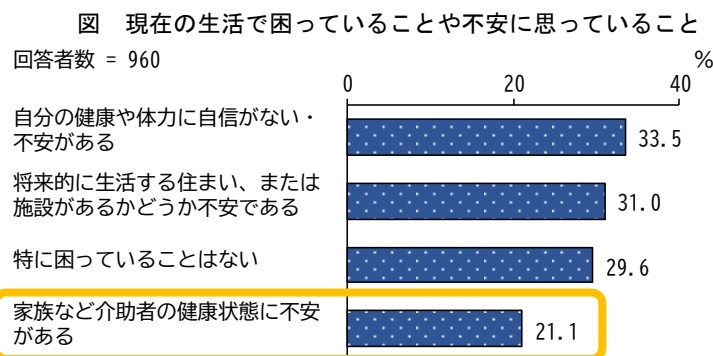
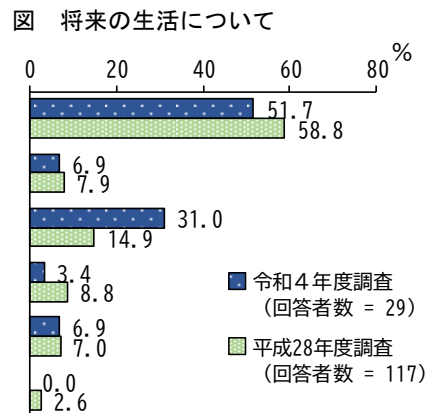


• 将来の生活について、「家族と一緒に生活したい」の割合が31.0%、「グループホームなどを利用したい」の割合が6.9%となっています。前回調査から、「家族と一緒に生活したい」の割合が高くなっています。

• 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「家族など介助者の健康状態に不安がある」の割合が21.1%となっています。

• 主に介助してくれる人は、「家族」の割合が88.1%と最も高く、その中でも「母」の割合が54.5%、次いで「夫」、「妻」、「子ども」となっています。

• 介助の中心となる家族の年齢は、40歳代が25.2%、50歳代が20.9%となっていますが、60歳以上が44.4%となっています。



### 3 次期計画に向けた課題・方向性

#### (1) 相談体制の強化

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

アンケート調査によると、困っていることや不安に思っていることについての相談先が「ない」の割合が3割半ばとなっており、草津市で生活するために必要な支援として、「相談できる場所や人等が充実していること」の割合が高くなっています。また、普段の悩みごとや困った時の相談先について、「家族や親せき」の割合が最も高くなっている一方で、公的機関や専門機関に相談する割合は低くなっています。

本市では、障害のある人とその家族に寄り添い、ライフステージに応じた様々な生活課題に対して支援できるよう、障害者福祉センターを中心に、他の相談支援事業者とも連携して、総合的な相談体制の強化・充実を図ってきましたが、今後も、個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行

えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

#### (2) 日常生活支援の充実

障害のある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて障害福祉サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、現在、生活しているところについて、「自宅で生活している」の割合が8割以上と高く、これからの生活について、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が3割以上と高くなっています。また、これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「保護者などがなくなった後の生活支援の充実」、「障害者の福祉サービスの充実」の割合が高くなっていることから、今後も地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、各種障害福祉サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

#### (3) 住まいの確保

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

アンケート調査によると、将来の生活について、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が3割以上となっており、「グループホームなどを利用したい」1割未満となっていますが、草津市で生活するために必要な支援として、「障害者にとって住みやすい家が準備されていること」の割合が3割半ばとなっています。

本市では、障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続でき、また、施設入所者や長期入院者が地域生活へ移行できるよう、グループホームなどの住まいの場を確保するとともに、民間賃貸住宅への居住支援を促進する体制づくりに努めてきましたが、今後も障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

#### (4) 家族等への支援の充実

アンケート調査では、現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」の割合が8割以上となっており、また、主に介助してくれる人は「家族」の割合が最も高くなっています。

介助の中心となる家族の年齢は60歳以上の割合が4割半ばとなっています。

今後も、障害のある人を日常的に介助・介護している家族等について、一時的な負担軽減や家族同士の交流促進など、家族等への支援の充実を図っていくことが必要です。

#### (5) 経済的負担の軽減

アンケート調査では、これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「手当などの経済的支援の充実」の割合が4割半ばとなっています。

本市では、各種手当や年金等について、手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努めて、その適切な利用の促進を図ってきましたが、今後も、手当の支給や経済的負担の軽減等により、障害のある人の経済的自立を支援していくことが必要です。

#### (6) 制度の維持と適正運用

草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議を通じて、障害のある人の地域生活を持続的にサポートできる福祉人材の確保等について検討するとともに、利用者ニーズを踏まえた障害福祉サービスの適正供給が保たれるよう努めてきました。

今後も、障害のある人が必要な障害福祉サービスを適正に利用できるよう、制度の維持と適正運用を図っていくことが必要です。

## 「基本目標 4 とともに育ち、学び、遊び、輝ける」についての課題・方向性

### 第 2 次草津市障害者計画の方向性

保育・教育を通じた切れ目のない支援が充実し、自らの主体性を持って仲間との関わりの中でその子らしく、いきいきと発達・成長でき、すべての人の社会参加と自己実現の機会を保障する社会を目指します。

#### 【施策】

- 施策 12：発達支援の充実      <重点的取組> 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実  
施策 13：就学前教育・保育の充実  
施策 14：学校教育の充実  
施策 15：放課後児童対策の充実  
施策 16：文化・スポーツ活動等の促進  
施策 17：就労支援と雇用環境整備の促進

### 1 国の方針及び社会動向

- 「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立（平成 30 年 5 月）
- 「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）、児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月 3 日施行）
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成 30 年 6 月）
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（平成 31 年 3 月）
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、障害者の法定雇用率が引き上げられた。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関は、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入することとなった(平成 25 年 4 月)
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）（平成 28 年 4 月 1 日）

#### 【障害者計画（第 4 次）】

##### 8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・総合的な就労支援
- ・経済的自立の支援
- ・障害者雇用の促進
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ

##### 9. 教育の振興

- ・インクルーシブ教育※システムの推進  
（※）インクルーシブ教育：障害の有無にかかわらず、すべての子どもを包含する教育のこと
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における障害学生支援の推進

##### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

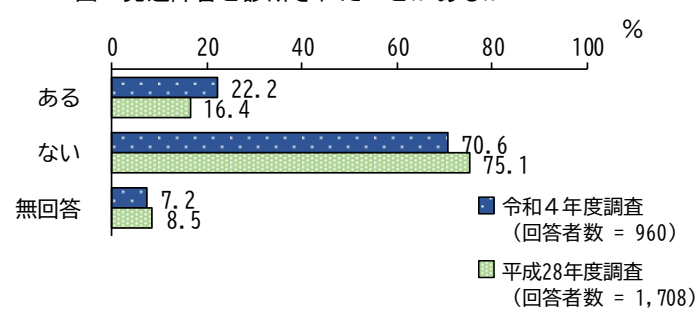
- ・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- ・スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

### 2 アンケート調査結果

#### 【障害当事者対象調査】

- ・発達障害と診断されたことがあるかについて、「ある」の割合が 22.2%、「ない」の割合が 70.6%となっており、前回調査から割合が高くなっています。

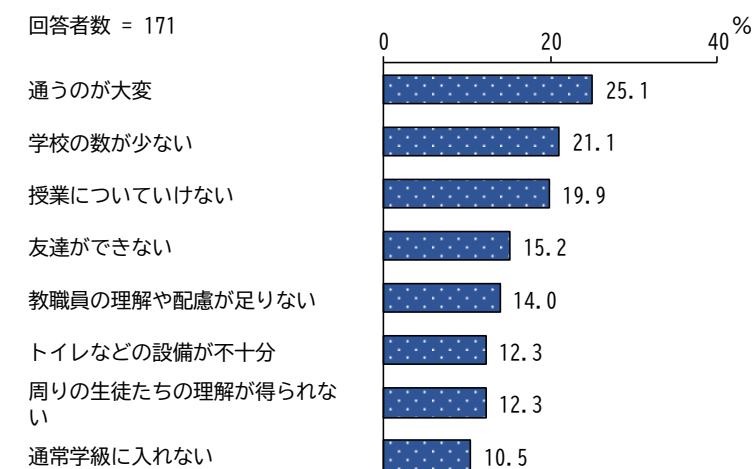
図 発達障害と診断されたことがあるか



- ・利用している障害児の通所サービスについて、「放課後等デイサービス」の割合が 83.6%、「児童発達支援」の割合が 8.2%、「医療型児童発達支援」の割合が 4.1%となっています。

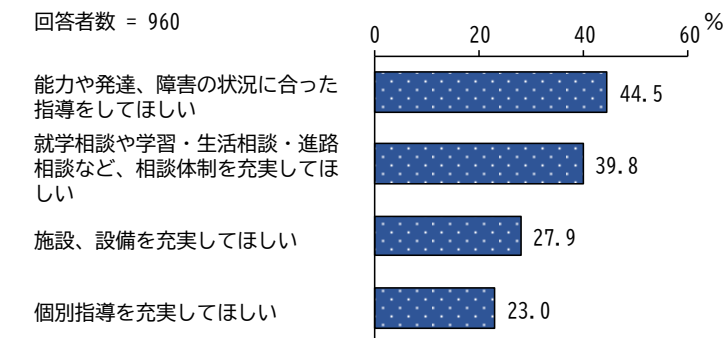
- ・通学や通園している上での問題点として、「通うのが大変」、「学校の数が少ない」、「授業についていけない」などの割合が高くなっています。

図 通学や通園している上での問題点



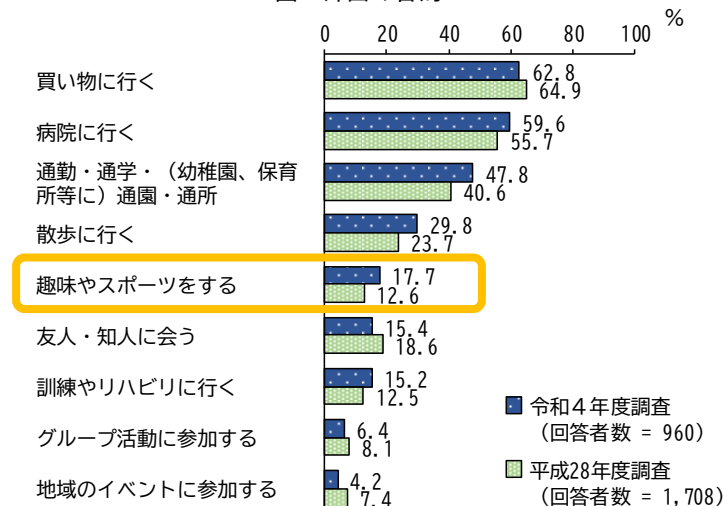
- ・学校教育に望むこととして、「能力や発達、障害の状況に合った指導をしてほしい」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実してほしい」の割合が 39.8%、「施設、設備を充実してほしい」の割合が 27.9%となっている。

図 学校教育に望むこと



- ・外出の目的について、「趣味やスポーツをする」の割合が 17.7%となっています。前回調査からも割合が高くなっています。

図 外出の目的





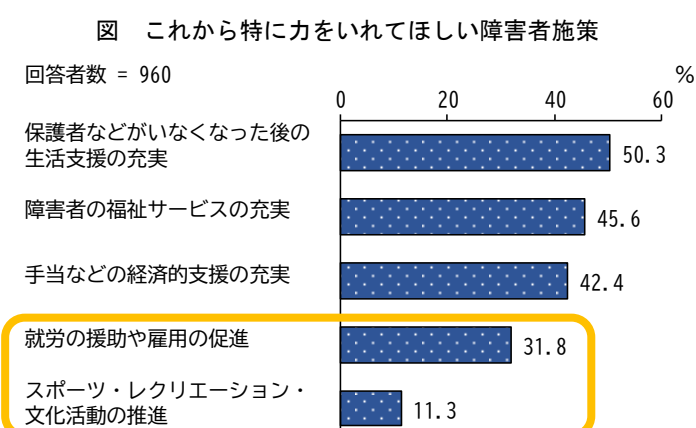
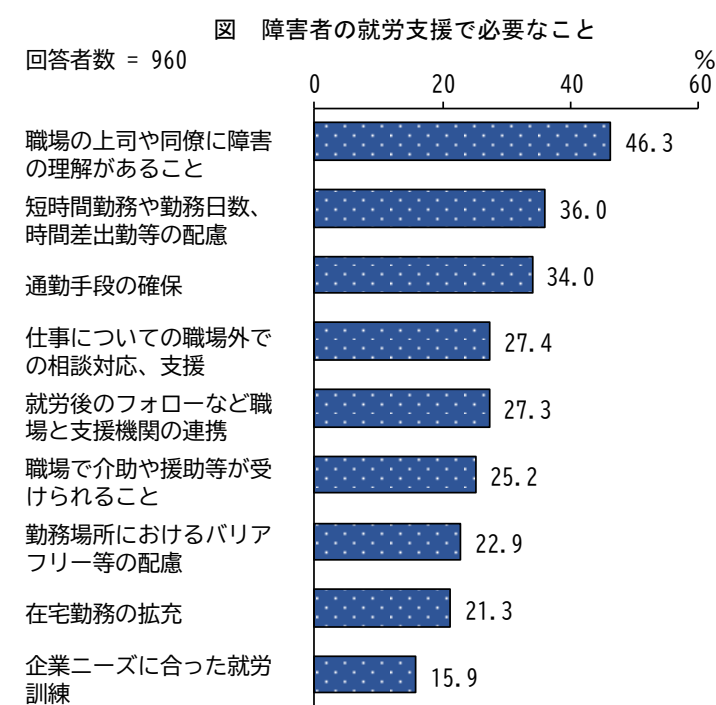
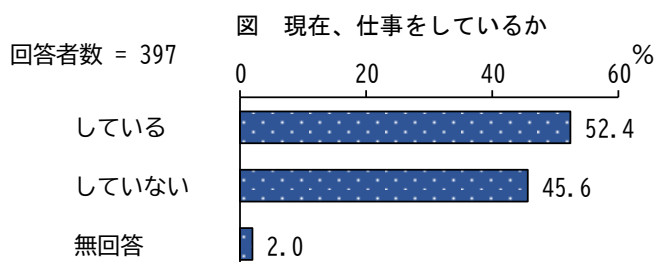
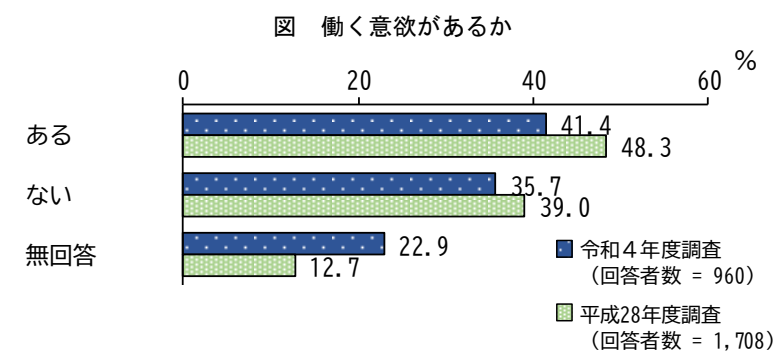
- 平日の日中の過ごし方について、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が23.8%となっています。

- 働く意欲があるかについて、「ある」の割合が41.4%となっており、そのうち、現在、仕事を「している」割合は52.4%となっている。

- 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいかにについて、「職業訓練を受ける必要はない」の割合が32.3%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」の割合が13.1%、「職業訓練を受けたくない」の割合が10.2%となっています。

- 障害者の就労支援で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が46.3%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数、時間差出勤等の配慮」の割合が36.0%、「通勤手段の確保」の割合が34.0%となっています。

- これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「就労の援助や雇用の促進」の割合が31.8%、「スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進」の割合が11.3%となっています。



### 3 次期計画に向けた課題・方向性

#### (1) 発達支援の充実

子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査では、発達障害と診断された割合が2割以上となっています。

本市では、発達に支援が必要な子どもに対して、早期から適切にフォローし、療育や特別支援教育等との一貫した支援を行っていますが、今後も発達に支援が必要な子どもが増えることも考えられるため、障害のある子どものライフステージに沿った、成長に切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

#### (2) 就学前教育・保育の充実

アンケート調査では、通学や通園している上での問題点として、「通うのが大変」の割合が高くなっています。

本市では、幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、特別な支援が必要な子どもと保護者への支援を行ってきましたが、今後も、幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けることができるよう、就学前教育・保育の充実を図っていくことが必要です。

#### (3) 学校教育の充実

障害の有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、学校等教育に望むことについて、「能力や発達、障害の状況に合った指導をしてほしい」、「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実してほしい」、「施設、設備を充実してほしい」などの意見が上位に挙がっています。また、通園・通学上の問題点について、「学校の数が少ない」、「授業についていけない」などの意見が上位に挙がっています。

障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要です。

さらに、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

#### (4) 放課後児童対策の充実

アンケート調査では、利用している障害児の通所サービスについて、「放課後等デイサービス」の割合が8割半ばとなっており、多くの子どもが利用しています。

本市では、放課後や学校長期休暇中、子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送れるよう支援を行っていますが、今後も、「放課後等デイサービス」の利用が見込まれることが考えられるため、障害のある子どもに、療育的支援を伴った放課後等の生活と活動の場の充実を図っていく事が必要です。

#### (5) 文化・スポーツ活動等の促進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害のある人のスポーツや芸術文化活動への関心が高まっています。生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障害者の生きがいや社会参加の促進につながります。

アンケート調査では、外出の目的について、「趣味やスポーツをする」の割合が1割半ばとなっており、これから特に力をいれてほしい障害者施策では「スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進」が1割以上となっています。

障害のある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、能力



や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

#### （６）就労支援と雇用環境整備の促進

障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。

アンケート調査では、平日の日中の過ごし方について、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が２割となっており、障害者の就労支援で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数、時間差出勤等の配慮」、「通勤手段の確保」などの意見が挙げられています。

障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。企業と就労する障害のある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

## 「基本目標5 地域共生社会づくりが進んでいる」についての課題・方向性

### 第2次草津市障害者計画の方向性

地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を構築し、地域の主体的な支え合いを育むことや地域の資源を活かすことで、暮らしに安心感、生きがい、豊かさを生み出す社会を目指します。

#### 【施策】

施策 18：情報受発信の充実

施策 19：地域福祉活動の促進

施策 20：バリアフリー化の推進と移動の確保

### 1 国の方針及び社会動向

○公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応についてのガイドライン(平成30年1月)

○災害対策基本法が改正され、区市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられた。

#### 【障害者計画（第4次）】

##### 1. 安全・安心な生活環境の整備

- ・アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

##### 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のアクセシビリティの向上

##### 3. 防災、防犯等の推進

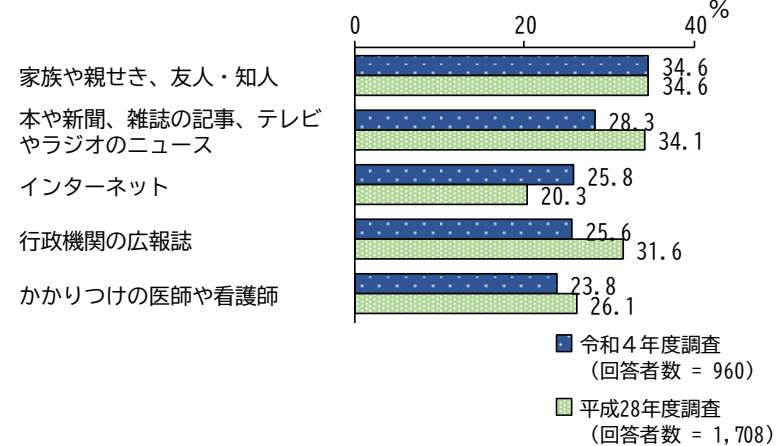
- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

### 2 アンケート調査結果

#### 【障害当事者対象調査】

- ・障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法について、「家族や親せき、友人・知人」の割合が34.6%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が28.3%、「インターネット」の割合が25.8%となっています。前回調査から、「インターネット」の割合が高くなっています。

図 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法



- ・福祉に関する情報の入手について困っていることは、「どこに情報があるかわからない」の割合が35.8%、「情報の内容がむずかしい」の割合が19.5%となっています。

- ・知りたい情報について、「各種福祉サービスの利用に関すること」の割合が41.4%と最も高く、次いで「特になし」の割合が28.6%、「医療に関すること」の割合が26.3%となっています。

- ・火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できる」の割合が37.6%と最も高く、次いで「できない」の割合が35.1%となっています。前回調査から、「できる」の割合が低くなっています。

- ・家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについて、「いない」の割合が35.2%、「いる」の割合が26.8%となっています。前回調査から、「いない」の割合が、若干高くなっています。

- ・障害者情報を登録する制度（災害時要援護者登録制度）の認知状況について、「知らない」の割合が53.2%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が17.2%、「名前も内容も知っている」の割合が15.4%となっている。

- ・火事や地震等の災害時、障害があることで困ること、心配なことについて、「避難場所の生活環境（他人との関わり等）が不安」の割合が43.4%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）が不安」の割合が40.8%、「治療が受けられない、薬がもらえない、医療的ケアが受けられない」の割合が39.5%となっています。

図 福祉に関する情報の入手について困っていること

回答者数 = 960

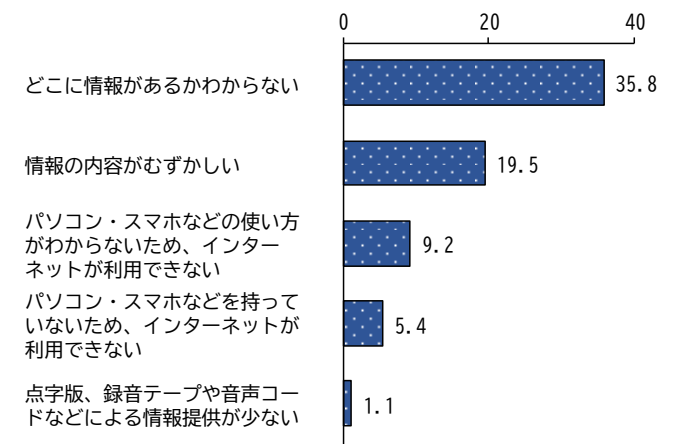


図 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

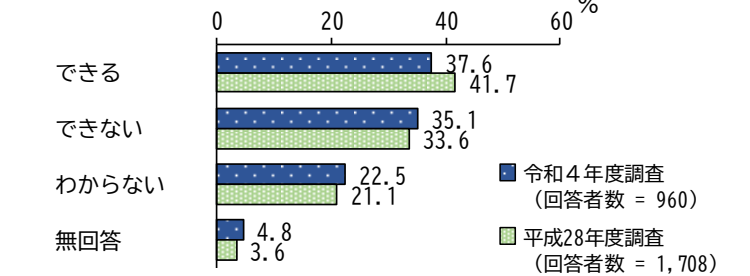


図 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるか

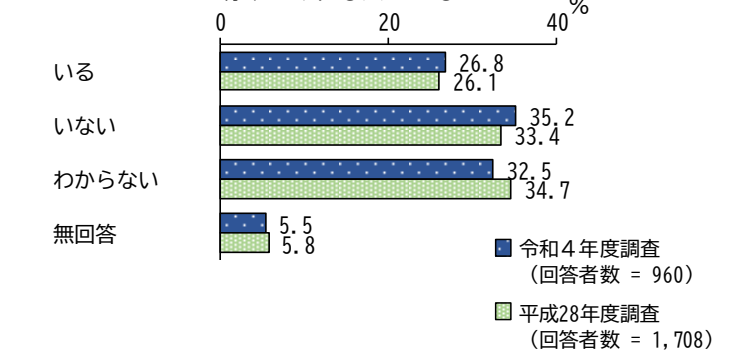
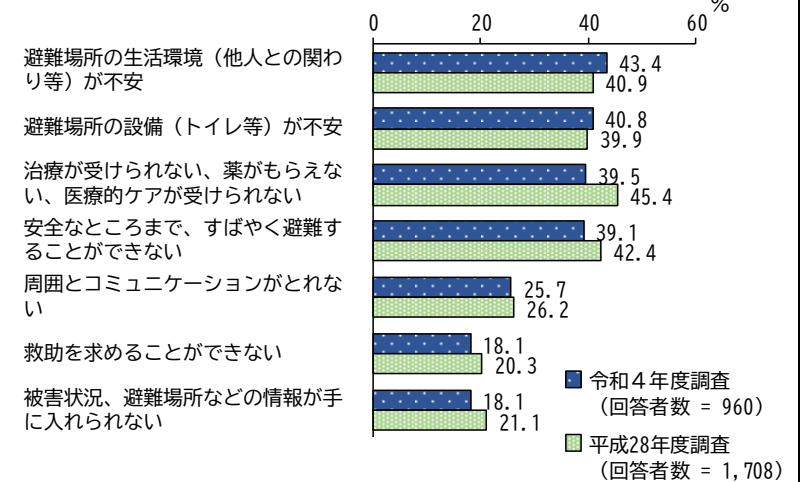


図 火事や地震等の災害時、障害があることで困ること、心配なこと

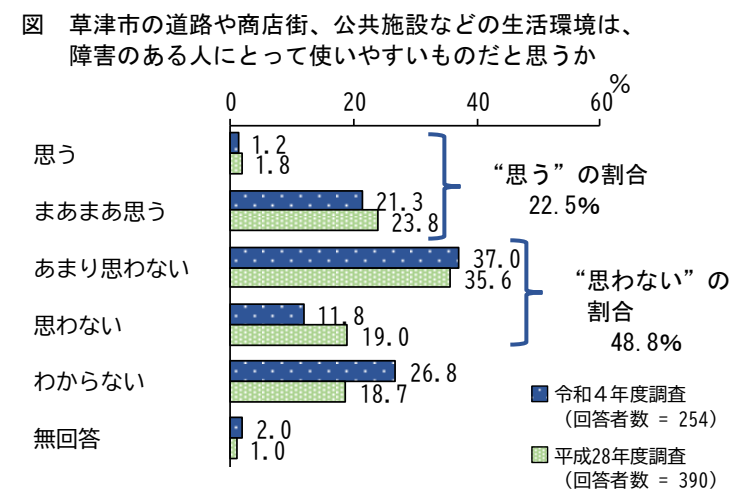
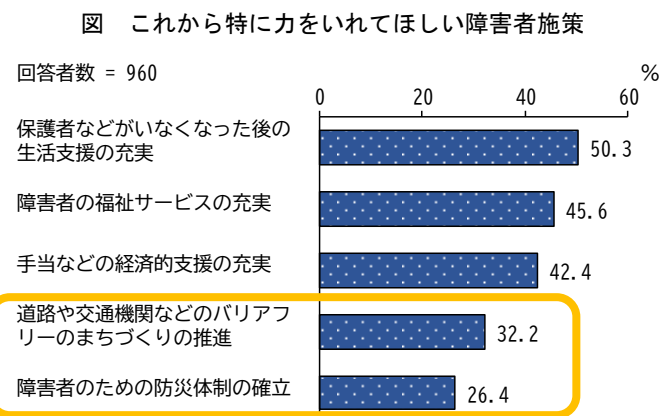




- これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」の割合が32.2%、「障害者のための防災体制の確立」の割合が26.4%となっています。

### 【一般市民】

- 草津市の道路や商店街、公共施設などの生活環境は、障害のある人にとって使いやすいものだと思うかについて、「思う」と「まあまあ思う」を合わせた“思う”の割合が22.5%、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた“思わない”の割合が48.8%となっている。



今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいく必要があります。

また、地域に住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、地域福祉活動を促進していく必要があります。

### （３）バリアフリー化の推進と移動の確保

平成 30 年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することとしています。

アンケート調査によると、これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」の意見が挙げられています。

また、一般市民のアンケート調査においても、草津市の道路や商店街、公共施設などの生活環境は、障害のある人にとって使いやすいものだと思うかについて、“思わない”の割合が5割と高くなっています。

障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していく必要があります。

## 3 次期計画に向けた課題・方向性

### （１）情報受発信の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化が重要となります。

アンケート調査によると、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法について、「家族や親せき、友人・知人」の割合が最も高くなっていますが、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「インターネット」など様々な媒体により入手していることがうかがえます。

一方で、福祉に関する情報の入手について困っていることは、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容がむずかしい」などの意見が挙がっています。

多様な障害の特性に応じて情報提供媒体の多様化を進め、一般の方と同じように障害のある人がさまざまな情報を得ることができるよう、今後も情報提供と意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

### （２）地域福祉活動の促進

災害対策基本法が改正され、区市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられました。

アンケート調査によると、火事や地震等の災害時に一人で避難ができない割合が3割半ばとなっており、また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいない割合も3割半ばとなっています。火事や地震等の災害時、障害があることで困ること、心配なこととして、「避難場所の生活環境（他人との関わり等）が不安」、「避難場所の設備（トイレ等）が不安」、「治療が受けられない、薬がもらえない、医療的ケアが受けられない」などの意見が挙がっています。